

議案第 80 号

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

ひだ流葉スキー場を公の施設として位置付けるための改正及び別表中飛騨かわいスキー場の表記整理に伴う改正

飛驒市観光施設条例の一部を改正する条例

飛驒市観光施設条例（平成17年飛驒市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒かわいスキー場の部を次のように改める。

飛 驒 か わ い ス キ ー 場	飛驒市	休館日	リフト使用料			
	河合町	等				
	か	稲越	休日	使用の種類	金額（円）	摘要
	わ	2824番	シーズン中は	1回券	260	1 各リフト券は、次に掲げるリフト共通とする。 (1) 第2リフト (2) 第3リフト (3) 第4リフト (4) 第5リフト 2 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。
	い	地	無休	12回券	2,610	
	ス			午前券	2,610	
	キ			午後券	2,610	
	ー		開館時間等	1日券	3,660	
場		利用時間	シーズン券	31,420		
		午前9時から午後5時まで				

別表に次のように加える。

ひ だ 流 葉	飛驒市	休館日	リフト使用料		
	神岡町	等			
	伏方	休日	使用の種類	金額（円）	摘要
150番	シーズン	1回券	300	1 各リフト券は、次に掲げ	

ス キ ー 場	地 中 は 無 休 開 館 時 間 等 利 用 時 間 午 前 8 時 か ら 午 後 5 時 ま で	11回券	3,200	るリフト共通とする。ただし、第1クワッドリフトのみ1回の使用につき2回券分を必要とする。 (1) 第1クワッドリフト (2) 第2ペアリフト (3) 第3ペアリフト (4) 第10リフト (5) 第11リフト (6) 第12リフト 2 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。
		午前券	3,000	
		午後券	3,000	
		1日券	4,000	
		シーズン券	37,000	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改 正 案																																																
本則～附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				本則～附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）																																																
名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料	名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料																																													
飛騨市観光案内所の部～飛騨市やまびこ学園の部 略				飛騨市観光案内所の部～飛騨市やまびこ学園の部 略																																																
飛騨かわいスイスキー場	飛騨市河合町稲越字仏棚、かじや作、大さこ及びことぶち地内	休館日等 休日 シーズン中は無休 開館時間等 利用時間 午前9時から午後5時まで	リフト使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">使用の種類</th> <th style="width: 20%;">金額 (円)</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回券</td> <td style="text-align: right;">260</td> <td>1 飛騨かわいスイスキー場での使用</td> </tr> <tr> <td>12回券</td> <td style="text-align: right;">2,610</td> <td>料金に適用する。</td> </tr> <tr> <td>午前券</td> <td style="text-align: right;">2,610</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後券</td> <td style="text-align: right;">2,610</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日券</td> <td style="text-align: right;">3,660</td> <td>2 各リフト券は、全リフト共通とする。</td> </tr> <tr> <td>シーズン券</td> <td style="text-align: right;">31,420</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用の種類	金額 (円)	摘要	1回券	260	1 飛騨かわいスイスキー場での使用	12回券	2,610	料金に適用する。	午前券	2,610		午後券	2,610		1日券	3,660	2 各リフト券は、全リフト共通とする。	シーズン券	31,420				3 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。	飛騨かわいスイスキー場	飛騨市河合町稲越2824番地	休館日等 休日 シーズン中は無休 開館時間等 利用時間 午前9時から午後5時まで	リフト使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">使用の種類</th> <th style="width: 20%;">金額 (円)</th> <th style="width: 60%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回券</td> <td style="text-align: right;">260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12回券</td> <td style="text-align: right;">2,610</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午前券</td> <td style="text-align: right;">2,610</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後券</td> <td style="text-align: right;">2,610</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日券</td> <td style="text-align: right;">3,660</td> <td>1 各リフト券は、次に掲げるリフト共通とする。 (1) 第2リフト (2) 第3リフト (3) 第4リフト (4) 第5リフト</td> </tr> <tr> <td>シーズン券</td> <td style="text-align: right;">31,420</td> <td>2 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用の種類	金額 (円)	摘要	1回券	260		12回券	2,610		午前券	2,610		午後券	2,610		1日券	3,660	1 各リフト券は、次に掲げるリフト共通とする。 (1) 第2リフト (2) 第3リフト (3) 第4リフト (4) 第5リフト	シーズン券	31,420	2 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。
	使用の種類	金額 (円)	摘要																																																	
1回券	260	1 飛騨かわいスイスキー場での使用																																																		
12回券	2,610	料金に適用する。																																																		
午前券	2,610																																																			
午後券	2,610																																																			
1日券	3,660	2 各リフト券は、全リフト共通とする。																																																		
シーズン券	31,420																																																			
		3 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。																																																		
使用の種類	金額 (円)	摘要																																																		
1回券	260																																																			
12回券	2,610																																																			
午前券	2,610																																																			
午後券	2,610																																																			
1日券	3,660	1 各リフト券は、次に掲げるリフト共通とする。 (1) 第2リフト (2) 第3リフト (3) 第4リフト (4) 第5リフト																																																		
シーズン券	31,420	2 リフト券は、購入者本人に限り有効とする。																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 10%;">位置</th> <th style="width: 80%;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2リフト</td> <td>河合町稲越字大さこ</td> <td>単線循環式延長501.28m</td> </tr> <tr> <td>第3リフト</td> <td>河合町稲越字かじや作</td> <td>単線循環式延長611.46m</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	規模	第2リフト	河合町稲越字大さこ	単線循環式延長501.28m	第3リフト	河合町稲越字かじや作	単線循環式延長611.46m																																										
名称	位置	規模																																																		
第2リフト	河合町稲越字大さこ	単線循環式延長501.28m																																																		
第3リフト	河合町稲越字かじや作	単線循環式延長611.46m																																																		

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

ひだ流葉スキー場を公の施設として位置付けるための改正及び別表中飛騨かわいスキー場の表記整理に伴う改正

2 改正の内容

- (1) 別表にひだ流葉スキー場を追加するもの
- (2) 別表中飛騨かわいスキー場の部を整理するもの
 - ア 位置の欄に記載の名称、位置及び規模の表示を削る。
 - イ リフト使用料の表摘要欄を整理する。
 - (ア) リフトの種類を追加
 - (イ) 不要な文言の削除

3 施行日 公布の日